

山口県知事 村岡嗣政 殿

令和2年5月25日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



「教育を受ける権利」（憲法第26条）の侵害について（公開質問）

5月7日に岩国市内の小中学校、25日には県立高校が再開されたが、米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、日本人の基地従業員や契約業者の子供に対する事実上の登校制限措置が行われており、実際に数百人の子供が欠席しているとのことである。

1ヶ月以上にわたって子供たちの登校が制約されることは、教育に取り返しのつかない影響を与える恐れがあると同時に、憲法第26条との関係でも重大な疑義がある。

そこで、下記事項について公開で質問するので、速やかに文書で回答されたい。

記

1. 今回の措置について、事前に米側と何らかの協議や話し合いは行われたのか。もし協議等が行われたのであれば、その内容を明らかにすること。

2. 今回の措置により、実際に欠席した者の人数を明らかにすること。

3. 米軍と日本人従業員や契約業者との関係は、あくまで対等な契約関係であり、使用者又は契約の当事者としての地位を利用して子供の学習する権利を妨げることは、「教育を受ける権利」（憲法第26条）の侵害に当たると思われるが、どのように認識しているのか。

岩国市長はすでに、「憲法違反ではない」としているが、もしそのように判断しているのであれば、その法的根拠を明らかにすること。

中国四国防衛局長 森田治男 殿

令和2年5月25日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



「教育を受ける権利」（憲法第26条）の侵害について（公開質問）

5月7日に岩国市内の小中学校、25日には県立高校が再開されたが、米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、日本人の基地従業員や契約業者の子供に対する事実上の登校制限措置が行われており、実際に数百人の子供が欠席しているとのことである。

1ヶ月以上にわたって子供たちの登校が制約されることは、教育に取り返しのつかない影響を与える恐れがあると同時に、憲法第26条との関係でも重大な疑義がある。

そこで、下記事項について公開で質問するので、速やかに文書で回答されたい。

記

1. 今回の措置について、事前に米側と何らかの協議や話し合いは行われたのか。もし協議等が行われたのであれば、その内容を明らかにすること。

2. 今回の措置により、実際に欠席した者の人数を明らかにすること。

3. 米軍と日本人従業員や契約業者との関係は、あくまで対等な契約関係であり、使用者又は契約の当事者としての地位を利用して子供の学習する権利を妨げることは、「教育を受ける権利」（憲法第26条）の侵害に当たると思われるが、どのように認識しているのか。

岩国市長はすでに、「憲法違反ではない」としているが、もしそのように判断しているのであれば、その法的根拠を明らかにすること。